

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人昭和医科大学
② 設置大学名称	昭和医科大学
③ 担当部署	総務部総務課
④問合せ先	soumu@ofc.showa-u.ac.jp
④ 点検結果の確定日	令和 8 年 7 月 1 4 日
⑤ 点検結果の公表日	令和 8 年 7 月 1 5 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.showa-u.ac.jp/about_us/policy/governance.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ**Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況****原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立**

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神である「至誠一貫」や「真心をもって医学・医療の発展と国民の健康増進と福祉に寄与する人材の育成」という教育目的は、本学のホームページや大学のパンフレット等に明示しており、保護者をはじめとしたステークホルダーにも公表しています。 また、理事長・学長の講演や、各種オリエンテーションなどのさまざまな機会で建学の精神について理解を深めるよう努めており、特に建学の精神に基づき策定した「昭和医科大学宣言」については各種式典で唱和することで意識の高揚に努めています。 学生については、入学時に建学の精神と「昭和医科大学」が書かれたカードを配布し、携帯させることにより周知を図っています。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	３つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、本学ホームページ、シラバス等を通じて学生に明示しています。 また、自己点検・評価を定期的実施し、その結果を報告書として本学ホームページにて公表しており、その評価結果に基づいて、改善事項を挙げ、改善活動の実施を通じ、学生の学修成果の向上と進路実現に資する教育の質的向上に取り組んでいます。 特に入学者選抜については、各学部・学科のアドミッション・ポリシーに基づき、多面的・総合的な評価によって実施しており、入学者選抜結果や入学後の学修状況等について関係部署と情報共有を行い、自己点検・評価結果を踏まえながら、適切な入学者選抜方法の改善及び大学生活への円滑な移行の支援に努めています。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学則において、学長が校務に関する最終決定権や職務について規定することで役割を明確化しています。また、副学長をはじめ、各学部には学部長、研究科長、教育委員長、学生部長を配置し、これらの役職の役割・職務も、規程において明確化しています。 さらに、教授会(教授総会)の設置、審議事項、学長との関係性についても関係諸規程により定めており、教学組織の意思決定体制が制度的に整備されています。

実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	学部教育の推進と高い水準を確保するため、教育に関する重要事項を審議・決定する会議のほか各種委員会においても、事務職員が構成員として参加しており、教育職員の専門的知見と事務職員の実務知識を融合・連携することで協働して問題の解決に取り組む体制が整えられています。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD（ファカルティ・ディベロップメント）については、学長のリーダーシップの下、教育推進室会議にて基本方針を定めて実施しています。毎年、全学部の教育職員が参加するワークショップ形式で行う「教育者のためのワークショップ」を実施することで、本学の教育理念や特色・教育環境を理解するとともに、他学部の教育職員との交流を通じて、学際的な視点および教育力の醸成を育むことを目指します。普段とは異なった環境で教育職員同士が意見を交わすことで、教育の根幹となる授業設計を学修するとともに、学生の主体的な学びを支援する力、柔軟な授業設計力、他学部との協働による大学全体の教育力の発展など、本学の教育者として求められる力を高めるよう努めています。 また、年に1回全学的な教育の質的向上を目的に、全専任教育職員を対象にFD講習会を開催しています。さらに、教職員個々人の資質の向上と積極的な自己の啓発意欲を支援するための基本方針と規程に基づき、実施時期の調整を行い、計画的かつ継続的にスタッフ・ディベロップメントを実施しています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期計画策定委員会を主として、建学の精神・理念を基礎として行う本学の活動を5つの領域に分化し、それぞれの方針を明確化したうえで計画の策定にあたっています。加えて、直近の機関別認証評価の結果等も踏まえ、データやエビデンスに基づく具体策を設定し計画の策定にあたっています。総務部企画課が法人、教学および病院等の各部局からの意見を集約し、中期計画策定委員会、理事会等の各種会議での決議を経て策定しています。 また、創立100周年に向けた令和7年度から令和11年度までの5ヵ年の計画を「中期計画（令和7年度～11年度）」として令和7年4月に新たに策定しました。

実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画の着実な実現を図るため、当該計画に基づき事業計画書および事業報告書を毎年度作成し、進捗状況および財務状況の点検を行っています。これらの結果は学内外に公表しているとともに、必要に応じた計画の改善を実行できる体制を整えています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神を通じ、高度な専門知識を有する看護師や薬剤師などを育成すべく、認定看護師教育課程、認定看護管理者教育課程、薬剤師生涯研修制度があります。職業実践力育成プログラム（BP）や教育訓練給付制度、履修証明プログラムや奨学金制度などの金銭面でのフォロー、オンラインやハイブリッド教育や自施設実習など多様な学びのニーズに応える教育制度を設置しています。修了後もブラッシュアップ研修などフォローを行い、学びの継続を行っています。 また、社会人教育・リカレント教育の拠点としてリカレントカレッジを運営し、学内外の社会人が生涯学び続ける機会を広く提供しています。外部の講師を起用し、医療系にとどまらず様々な分野の講座を開講することで、学ぶ機会だけではなく、講師側の教える機会も提供しています。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	教育研究活動を社会に還元するため、リカレントカレッジの通常講座開講や公開講座等を通じて、地域住民や一般市民との連携を推進しています。具体的には、医療関連の講義や健康に関する脳や身体を動かす講義など、地域住民の方や一般市民の方に本学の知的資源を広く提供しています。さらに、地域から後援をもらい、特別企画として著名な方による講演を行い、地域の方々へ知識を深める場として提供しています。 また、品川区、富士吉田市および川崎市と包括協定を締結しており、地域住民の健康増進や地域医療の充実、社会課題への対応等に努めています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	職員・学生の誰もが、性別や年齢、働き方などの多様性を活かし、より一層活躍しやすい環境を整備するため、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）推進室を設置しています。D&I 推進室では、D&I への理解促進、ワークライフマネジメントの支援、学内相談窓口の設置などに取り組んでいます。 また、多様な背景を持つ学生一人一人に向き合ったきめ細かな支援体制を整えており、その一つとして、指導担任制度を行っており、学生が充実した学生生活を送り、勉学や諸活動に専念できるように支援・指導する制度を取っています。そのほか、臨床心理士および公認心理士による学生生活や人間関係等の支援を行う学生相談室を設置することで、専門的な心理面のケアや悩み相談の機会を充実させています。 施設面としては、落ち着いて過ごせるようなロビースペースを校舎に複数配置して、学生が安心して生活・学習できるよう、多様性に配慮した環境を整えています。 本学を志望する受験生に対しては、公平かつ適切な受験機会を提供できるよう配慮しています。具体的には、障害等により受験上の配慮を必要とする志願者に対して事前相談体制を整備し、個々の状況に応じた合理的配慮の提供に努めています。 さらに、外国で教育を受けてきた志願者に対しても、日本の高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められた場合は出願および合格した際の入学資格を認めています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	性別にかかわらず、寄附行為に定める選任区分に基づき、適した人材を管理職、役員、評議員として登用しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任方法については、寄附行為および寄附行為施行細則において明確化しています。理事は評議員会において選任し、候補者の適格性や選任理由を明確に示したうえで、選任手続きを実施する体制としています。これらにより、理事の人材確保における方針の明確化と、選任過程の透明性を確保しています。

実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の運営については、寄附行為、寄附行為施行細則、理事会運営規程、理事会の業務基準等に関する規程において明確化し、適正に行っています。また、議事録の整備や内部統制システムの整備・運用に関する基本方針を策定することで、会議運営の透明性を確保しています。 評議員会との協働体制の確立については、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催し、重要な議案や運営状況を適切に共有しています。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	毎月の理事会では、重要な議題や運営状況を適切に報告しています。また、理事会運営理事協議会の開催や資料の事前送付により、会議前から情報を共有し、欠席した理事には会議後に資料を送付するなど、継続的に情報を提供できる体制を整えています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事および会計監査人の選任基準および選任過程については、寄附行為および寄附行為施行細則において明確化しています。 監事は評議員会において選任され、独立性が確保され、利益相反を適切に回避できる者を選ぶこととしています。また、私立学校法に則り監事のうち1名を常勤監事とし、評議員会の決議によって選定することで、選任過程の透明性を担保しています。 会計監査人についても評議員会が選任し、その選任議案の内容は監事の過半数の同意に基づき決定することで、手続の透明性を確保しています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査計画は毎年策定し、計画に基づき、教学・業務・会計に関する監事監査、業務全般に関する内部監査、公的研究費に関する監査を実施しています。また監事、会計監査人、内部監査室の連携確保のため、三者による三様監査を実施することで、情報共有や意見交換の場を定期的に設けています。

実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	毎月の理事会において、重要な議題や運営状況を適切に報告しています。さらに、資料の事前送付により会議前から情報共有を行い、欠席した監事には会議後に資料を送付するなど、継続的な情報提供を行っています。加えて、文部科学省が実施する監事研修会などの学外研修への参加を促すことで、監事が十分な監査を行うことのできる体制の整備・充実に努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法については、寄附行為および寄附行為施行細則において明確化しています。評議員は理事会において選任し、候補者の適格性や選任理由を明確に示したうえで、選任手続きを実施する体制としています。これらにより、評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化と、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の運営については、寄附行為および寄附行為施行細則に明確に定め、当該規程に基づき適正に実施しています。また、議事録の整備や内部統制システムの整備・運用に関する基本方針を策定することで、会議運営の透明性を確保しています。 さらに、定時評議員会を毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するとともに、必要に応じて臨時評議員会を開催し、理事会から上程された重要議案や運営状況を適切に共有することで、理事会との協働体制を構築しています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	毎会計年度終了後3か月以内に開催する定時評議員会および必要に応じて開催する臨時評議員会において、重要な議題や運営状況を適切に報告しています。また、評議員会の開催にあたっては資料を事前に送付し、会議前から情報を共有することで、継続的な情報提供体制を整備しています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	法人では、大地震・火災・大雨などの自然災害発生時に迅速かつ適切に対応するため、「災害発生時対応マニュアル」を策定し、HP で公開して広く周知するとともに、訓練等を通じて随時内容の見直しを行ってまいります。また、附属施設を含めた全体状況を迅速に把握できるよう、必要な対策を講じています。 学生については、訓練の実施に加え、安否確認システムの導入と運用フローの整備により、災害時に迅速な安否確認を行うことできる体制を整えています。 さらに、各附属病院では大地震発生時の事業継続計画（BCP）および大規模災害対応マニュアルを策定し、訓練を通じて早期復旧に向けた体制を構築しています。 これらにより、災害発生時に迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制を整備しています。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	「就業規則」および「行動規範」に基づく行動が実践されるよう、教職員に広く周知しています。 また、法令違反等の不正行為に対し、「公益通報者の保護に関する規程」を定めるとともに、学内に通報窓口を設置し、通報があった場合には、相談受付から調査、是正措置、再発防止策の実施までを一貫して行う体制を構築しています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	法令で定められた教育研究および経営に関する情報の公表はもとより、大学の諸活動を積極的に社会に伝えることで、説明責任を果たし信頼を高めていくことを基本姿勢としています。 また、「昭和医科大学研究費に関する管理規程」「昭和医科大学研究活動における不正防止規程」において、不正防止の体制・計画等を定めています。これらに基づき、トップメッセージ、行動規範等に関する情報を適切に公開しています。 さらに、大学の社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法に定められた内容を公開するとともに、その他学修に係る情報について公開することで、大学の状況について広く周知を実施しています。

実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学校教育法施行規則、私立学校法等の法令等に基づき、教育・研究に資する情報、学校法人に関する情報について公式ホームページ内「教育情報の情報」「財務情報等の公開」で公開しています。併せて、学校法人会計基準に関する説明資料を公開し、幅広いステークホルダーへの理解促進に努めています。公開する情報については、文章で示すだけでなく、規程や体制図等を添付し、分かりやすく示しており、本学 HP の情報公表ページについては、毎年度見直しを行い、説明方法や掲載形式の改善に努めています。 教育関係の情報公開については、学校教育法に定められている教育研究上の目的等のほか、学生に行った学修アンケートの結果をはじめとした各種アンケート結果やシラバス等を同じページで公開することで学生に関する情報を一括で閲覧できるよう公開しています。 その他、研究を支える施設に関する情報を公開し、学内外における研究活動の促進に努めています。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明